

これからの環境行政のあり方について

(答申)

平成 25 年 12 月

横浜市環境創造審議会

横浜市は、平成 23 年 4 月に「新たな『横浜市環境管理計画』」（以下、「環境管理計画」という。）及び『ヨコハマ b プラン（生物多様性横浜行動計画）』（以下、「b プラン」という。）を策定した。

従来から「公害」と呼ばれてきた大気や水質汚染、騒音などに加え、近年、地球規模で課題となっている地球温暖化や生物多様性の喪失など、昨今の環境問題は多様化・複雑化している。さらに我が国では、人口減少や高齢化など社会を取り巻く状況も大きく変化し、ここ横浜においても、このような課題を同様に抱えている。

新たに策定した環境管理計画は、人と地域社会のつながりの強化、長らく低迷する市内経済の活性化、持続可能でコンパクトなまちづくりなど、環境を礎に幅広い現代社会の課題を総合的・横断的に解決していく“活力型”の計画である。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とその後の原子力発電所の事故は、各地に甚大な被害を引き起こし、今もなお大きな影響と課題を残している。自然が持つ圧倒的な力の前に、人間の力には限界があること、また、時に無力であることを改めて認識し、その結果、自然の脅威や恵みを受け入れ、「自然と人との共生」を目指すことの重要性がより高まった。環境管理計画でとりまとめている環境を礎とした総合的な施策の推進とともに、新たな視点での取組が、今、求められている。

このような背景のもと、横浜市長は、平成 23 年 7 月に環境創造審議会へ「これからの環境行政のあり方」を諮問した。これを受けて環境創造審議会では、基本政策部会を設置し、震災を契機に改めて重視すべきことを明確化・再認識するとともに、環境管理計画策定以降、取り組んできた施策に対する評価と課題などを踏まえ、「今後の環境行政のあり方」を検討してきた。加えて、平成 25 年度に開催した基本政策部会では、b プランについて、計画策定以降のこれまでの取組に対する評価と課題などを踏まえ、今後の「生物多様性のさらなる主流化」に向けたあり方を議論してきた。

本答申は、両計画の今後のさらなる推進に向けた方向性をとりまとめたものである。環境管理計画については、今後も引き続き、あらゆる施策に「環境と人・地域社会」、「環境と経済」、「環境とまちづくり」の視点を加え、総合的に推進していくとともに、取組状況の把握・評価を含めたプロセス管理を着実に実施し、環境行政を継続的に進化させていくことが重要である。また、b プランについては、自然と人とのバランスのとれた健全な関わりを社会の隅々に広げていくために、生物多様性の取組を一層深化させていくことが重要である。

平成 25 年 12 月

横浜市環境創造審議会

会長 進士 五十八

同 基本政策部会

委員 織 朱實

委員 亀屋 隆志

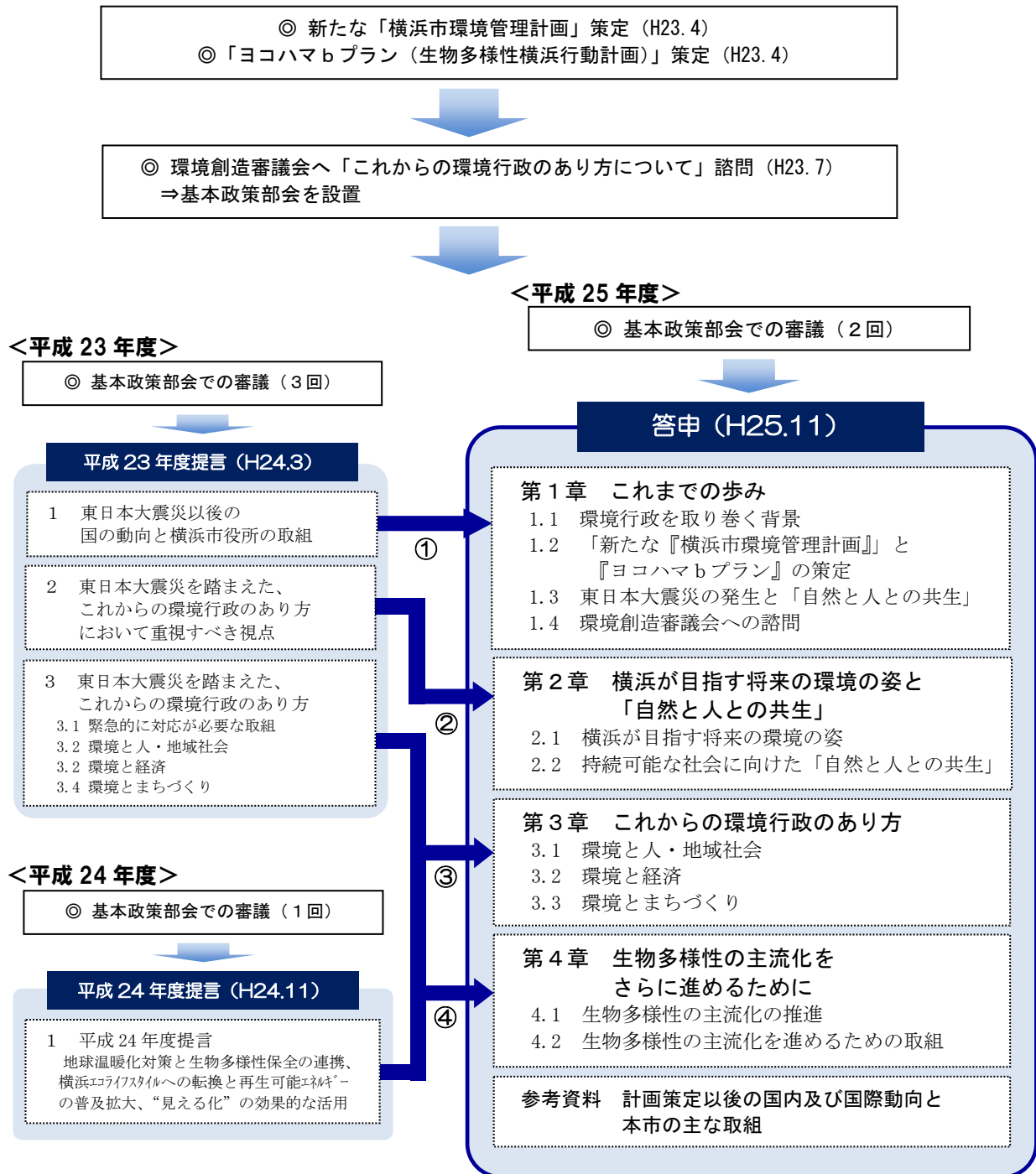
委員 小堀 洋美

委員 佐土原 聡

もくじ

第1章	これまでの歩み	2
1.1	環境行政を取り巻く背景	2
1.2	「新たな『横浜市環境管理計画』と『ヨコハマbプラン』の策定	2
1.3	東日本大震災の発生と「自然と人との共生」	3
1.4	環境創造審議会への諮問	4
第2章	横浜が目指す将来の環境の姿と「自然と人との共生」	5
2.1	横浜が目指す将来の環境の姿	5
2.2	持続可能な社会に向けた「自然と人との共生」	6
第3章	これからの環境行政のあり方	9
3.1	環境と人・地域社会	9
3.2	環境と経済	11
3.3	環境とまちづくり	13
第4章	生物多様性の主流化をさらに進めるために	17
4.1	生物多様性の主流化の推進	17
4.2	生物多様性の主流化を進めるための取組	17
参考資料	計画策定以後の国内及び国際動向と本市の主な取組	19
資料1	東日本大震災への本市の具体的取組	19
資料2	国内及び国際動向	21
資料3	本市のこれまでの主な取組	23

環境管理計画とbプランの策定から答申までの流れ



平成 23、24 年度提言→答申への流れ

- 「震災直後」の視点から、「『1.1 環境行政を取り巻く背景』から『1.4 環境創造審議会への諮問』」まで視点を拡大して記載
- 環境管理計画に掲げた「将来像」をあらためて本答申で整理・再認識するとともに、平成 23 年度提言の震災を踏まえた重視すべき「自然と人との共生」について記載
- 平成 23、24 年度提言を基礎に、計画の取組状況に対する評価や市民意識を踏まえた「これからの環境行政のあり方」について記載
- 「生物多様性の主流化」をさらに進めるにあたって、生物多様性に特化した具体的取組について記載

第1章 これまでの歩み

本章では、昨今の多様化・複雑化する環境問題から、「新たな『横浜市環境管理計画』」及び『ヨコハマbプラン（生物多様性横浜行動計画）』の策定、東日本大震災の発生と「自然と人との共生」の重要性の高まりなど、横浜市環境創造審議会へ「これからの環境行政のあり方」を諮問されるに至った経緯を示す。

1.1 環境行政を取り巻く背景

(1) 多様化・複雑化する環境問題

20世紀以降、急速に進んだ科学技術の発展は、産業や経済活動などの発展に伴い人々の生活を豊かにした。一方で、資源やエネルギーの大量消費に頼る現代社会が形成され、資源の枯渇とそれをめぐる競争は、先進国と発展途上国との格差の拡大にもつながっている。

昨今の環境問題は、従来から「公害」と呼ばれてきた大気や水質汚染、騒音など日常生活に直結した問題に加えて、近年、地球規模で課題となっている地球温暖化や生物多様性の喪失など多岐にわたる。また、環境問題は多面的かつ複雑につながっており、一つの分野に焦点を当てただけでは、本質的な原因や課題は見えてこない。例えば、地球温暖化が進行すると、生物の生育・生息の適地が移動、または喪失するように、気候変動による地球温暖化の課題と生物多様性の課題は密接につながっている。また、良質な水環境や緑の創造は、地球温暖化を軽減し、多種多様な生物の生息・生育環境を育むことにもつながっていく。さらには、近年多発する集中豪雨や局地的大雨などの自然災害は地球温暖化の影響によるものといわれており、都市機能の根幹を揺るがすほどの問題となっている。

(2) 情報通信技術の発展と進む高齢化*

環境問題と関わりの大きいその他の社会状況に着目すると、1990年代以降、情報通信技術の急速な発展が挙げられる。インターネットの普及により、大量の情報を瞬時に入手できる環境が広がるとともに、携帯電話は、今や個人・組織を問わず日常に欠かせない通信手段となるなど、ビジネス及びライフスタイルに大きな変革をもたらした。これによって、世界中の様々な自然環境の状況や変化、環境に関する取組などを容易に把握できるようになった。

我が国は現在、人口減少及び高齢社会を迎えている。横浜市の人口は、平成25年1月1日現在で約370万人であり、年齢3区分別に内訳をみると、年少人口（0～14歳）が13%、生産年齢人口（15～64歳）が65%、老年人口（65歳以上）が21%となっている。このうち、老年人口については、前年度に比べて0.9ポイント拡大、戦後最も高い水準となっており、今後、2019年頃をピークに続く増加（2019年に約374万人）に伴い、高齢化はさらに進んでいくと推計されている（2019年に老年人口は25%）。

※ 「平成24年中の人口動態と平成25年1月1日現在の年齢別人口」（横浜市）及び「横浜市将来人口推計」（横浜市）より

1.2 「新たな『横浜市環境管理計画』」と『ヨコハマbプラン』の策定

(1) 「新たな『横浜市環境管理計画』」（平成23年4月策定）

横浜市は、平成23年4月に「新たな『横浜市環境管理計画』」（以下、「環境管理計画」という。）を策定した。平成8年に策定された当初の環境管理計画は、大気や水質汚染、騒音など公害対策を中心としたいわば“保全型”の計画といえるのに対し、新たに策定した環境管理計画は、「地球温暖化対策」及び「生物多様性」を基軸に「水とみどり」、「食と農」、「資源循環」、「生活環境」を加えた6つの基本施策をそれぞれ進めるとともに、これらの取組を通じて、人口減少及び高齢社会における人と地域社会のつながりの強化、長らく低迷する市内経済の活性化、持続可能でコンパクトなまちづくりなど、環境を礎に総合的・横断的な施策推進を図るいわば“活力型”の計画といえる（図1）。これに基づき、平成23年度から横浜市環境創造局では、「地球温暖化対策の推進」及び「生物多様性の主流化」を環境行政の基軸とし、局のあらゆる業務にこの2つの視点を取り込むことで、環境管理計画を推進している。

(2) 『ヨコハマ b プラン (生物多様性横浜行動計画)』 (平成 23 年 4 月策定)

平成 20 年に制定された『生物多様性基本法』では、各自治体が生物多様性について取り組むべき内容を地域戦略としてとりまとめることとしている。横浜市は、この地域戦略として、平成 23 年 4 月に『ヨコハマ b プラン (生物多様性横浜行動計画)』(以下、「b プラン」という。)を策定した。b プランでは、『身近に自然や生き物を感じ親しむことができる豊かな暮らし』を将来像に、「b-プロモーション」、「鳥類の生き物探検と市民参加の生き物データバンク」、「『谷戸』環境の保全と活用」、「つながりの森」、「つながりの海」、「生物多様性を守り、豊かにする仕組みづくり」を 6 つの重点アピールに掲げ、横浜の地域特性を踏まえた生物多様性の保全と創造の取組を進めることとしている。

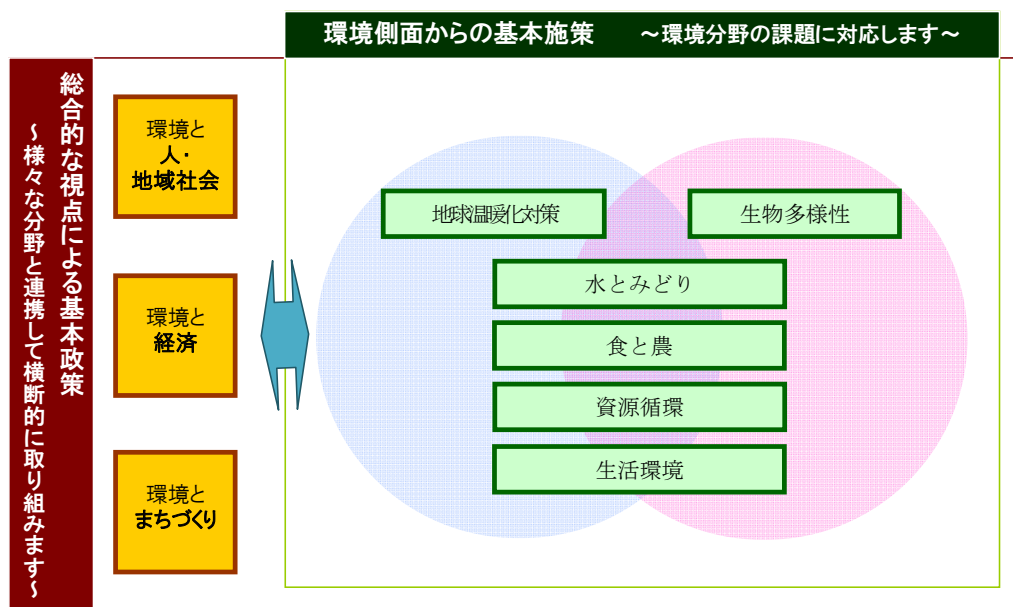


図 1. 新たな「横浜市環境管理計画」の施策体系
(出典:新たな「横浜市環境管理計画」)

1.3 東日本大震災の発生と「自然と人との共生」

(1) 東日本大震災の発生と本市の対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東北地方の太平洋沿岸地域を中心に甚大な被害が生じた。加えて、震災に端を発する原子力発電所の事故により、電力供給力の低下や放射性物質による問題がここ横浜にも及んだ。電力供給の低下については、震災直後の 3 月に横浜を含む東京電力管内の広い地域において計画停電が実施されるとともに、平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 9 日までの間、『電気事業法』第 27 条による電気の使用制限が発動されるなど、市民生活や企業活動に大きな負担を強いた。また、放射性物質による問題については、原発から 200 km 以上離れた横浜においても、モニタリングポスト(磯子区滝頭 環境科学研究所 地上 23m)の測定値が最大で事故前の平均 7.5 倍程度(最大計測値: 3 月 16 日午前 6 時 0.15 マイクロシーベルト/時)となるなど、放射性物質の飛散と降下が確認された。食品では、3 月 19 日以降、東日本の一部の地域で食品の暫定規制値を超える放射性物質が検出される品目が確認されはじめ、神奈川県内でも一部の食品で出荷制限に至ったケースが発生した。

横浜市では、発災後、直ちに「災害対策本部」を立ち上げるとともに、市民生活の安心や市内経済の安定を確保するため、平成 23 年 4 月に『くらし・経済』震災対策本部を設置した。さらに、同年 5 月には『総合的な震災対策の考え方』をとりまとめ、これに基づき 5 つの対策ごとに緊急的な対策と中期的視点による災害に強いまちづくりを進めてきた(図 2 (詳細は参考資料を参照))。

(2) 「自然と人との共生」の重要性の高まり

震災とその後の原発の事故による影響は、今もなお多くの課題を残している。これまでも、オイルショックやバブル崩壊のように、多くの国民の意識や価値観を変える出来事があったが、今回の震災は、地震や津波による大きな被害に加え、原発事故も相まって未曾有の被害をもたらし、自然が持つ圧倒的な力の前に人間の力には限界があること、また、時に無力であることをあらためて認識する契機となった。その結果、自然の脅威や恵みを受け入れ、「自然と人との共生」を目指すことの重要性がより高まった。加えて、原発に依存するエネルギー政策、大量の資源消費に頼る現在社会のあり方についても見つめ直す契機となった。

今後、人口減少や加速していく高齢化といった課題に向き合い、いかにして多様化・複雑化していく環境問題に対処するとともに、自然と人との共生した持続可能な社会を構築・発展していくかが問われている。

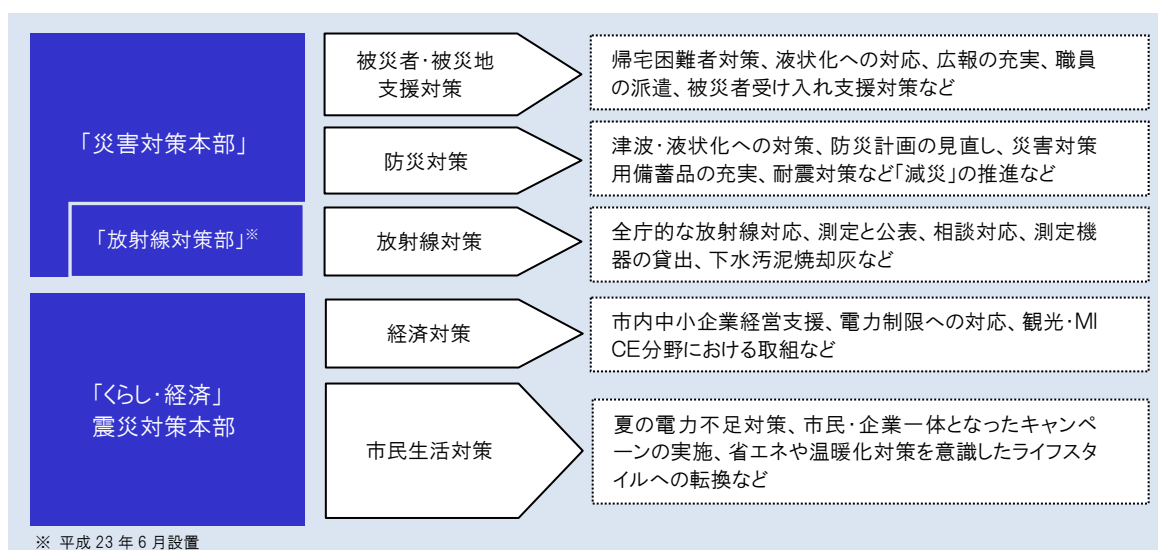


図 2. 『総合的な震災対策の考え方』に基づく5つの対策

1.4 環境創造審議会への諮問

このような背景のもと、横浜市長は、平成 23 年 7 月に環境創造審議会へ「これからの環境行政のあり方」を諮問した。これを受けて環境創造審議会では、基本政策部会を設置し、震災を契機にあらためて重視すべきことを明確化・再認識するとともに、環境管理計画策定以降、取り組んできた施策に対する評価や課題、平成 21 年度から実施している『環境に関する市民意識調査』の結果などを踏まえ、「これからの環境行政のあり方」を検討してきた。また、平成 22 年 10 月に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標やその後の震災などを経て、平成 24 年 9 月に策定された『生物多様性国家戦略 2012-2020』を受け、国や地方自治体、研究機関、市民活動団体など様々な主体と連携しながら取り組んできた「生物多様性の主流化」についても、平成 25 年度に開催した基本政策部会の中で、bプラン策定以降の社会情勢やこれまでの取組に対する評価と課題などを踏まえ、今後の「さらなる主流化」に向けたあり方を議論してきた。

また、地球温暖化対策については、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づく法定計画として、平成 23 年 3 月に『横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』（以下、「実行計画」という。）を策定し、市域における温室効果ガスの削減に向けた取組を進めてきた。その一方で、震災以降、我が国の温暖化対策やエネルギー政策を取り巻く状況は大きく変化してきたことを踏まえ、より効果的な施策を検討・展開していく必要が生じた。このため、専門的・具体的な知見に基づき温暖化対策に特化した議論を行うため、平成 25 年 4 月に環境創造審議会へ「『横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』の改定について」を諮問し、地球温暖化対策実行計画部会を設置、実行計画の改定と、横浜市の今後の温暖化対策の推進に向けた議論を始めた。

第2章 横浜が目指す将来の環境の姿と「自然と人との共生」

本章では、環境管理計画で掲げた横浜が目指す将来の環境の姿を「低炭素社会と豊かな生物多様性の実現」及び「都心臨海部と郊外部」の2つの視点に基づき、整理・再認識するとともに、持続可能な社会に向けた「自然と人との共生」について示す。

2.1 横浜が目指す将来の環境の姿

(1) 低炭素社会と豊かな生物多様性の実現

低炭素な都市を実現し、地球温暖化の影響を低減するために、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーが飛躍的に普及している。また、「横浜スマートシティプロジェクト」の取組で構築した技術と仕組みを生かし、地域でエネルギーを有効活用することが進んでいる(図3)。これらは、自立的なエネルギーを確保することにもつながり、災害に強いまちが形成されている。さらには、燃料電池自動車をはじめとした環境負荷の小さいクリーンエネルギー自動車が普及しているとともに、過度に自家用車に依存するのではなく、安全かつ快適に徒歩や自転車、公共交通を利用することによって、低炭素な交通体系が形成している。

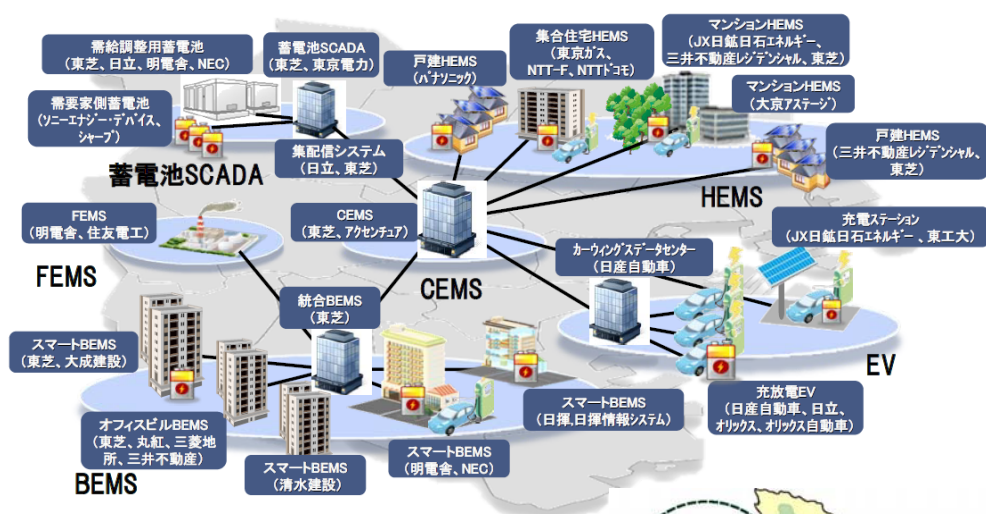


図3. 横浜スマートシティプロジェクト
(出典:横浜市温暖化対策統括本部)

豊かな生物多様性を実現するために、市民が日常生活の中で身近な生き物とふれあい、自然環境を大切にする行動を実践している。また、源流から海まで続く良質な水循環が維持され、まとまりのある緑が保全・創造されている。これらは、水と緑のネットワークを形成し、多種多様な生き物の生息・生育環境を守ることに繋がっている(図4)。



図4. 横浜の水と緑のネットワーク
(出典:横浜市環境創造局)

(2) 「都心臨海部」と「郊外部」における将来の姿

都心臨海部では、公共施設や公園を拠点とした緑の創造、商業施設の屋上緑化などを通じて、身近に緑を感じることができる快適な空間が形成されている。これらは、豊かな生物多様性を育み、都市のヒートアイランド現象を緩和するとともに、災害時における避難場所の確保や火災の延焼防止など優れた防災・減災機能につながっている。また、都心部に隣接している海が市民にとって安らぎの空間であるために、水質が改善され、海に生息する生き物を身近に感じることができる水環境が整備されている。さらには、市内企業の環境技術の開発や海外展開が進むとともに、環境に配慮された街並みと花や緑による賑わいが観光資源として都市の魅力を高め、市内経済の活性化へとつながっている（図6）。

郊外部では、農地が身近にあり、農とふれあう場の整備、地産地消の推進を中心とした農業振興が進んでいる。人口減少や高齢化への対処として、エネルギーの効率的な利用や、道路、上下水道、公園等のインフラ設備の集約、建築物の環境配慮化・長寿命化など、コンパクトで持続可能なまちづくりへの転換が進んでいる。さらには、学校や公園、河川等が環境教育の場として活用され、環境に対する関心や意識の高さが行動の実践につながっている（図6）。

2.2 持続可能な社会に向けた「自然と人との共生」

東日本大震災および原子力発電所の事故から学ぶ教訓として、大規模な人口を抱える横浜としては、大量のエネルギーや資源消費に頼る現代社会のあり方を見つめ直す必要がある。自然が持つ圧倒的な力の前に人間の力には限界があること、また、時に無力であることをあらためて認識するとともに、持続可能な社会の構築に向け、「低炭素」、「生物多様性」、「循環」社会を実現するためには、自然の脅威や恵みを受け入れ、「自然と人との共生」を目指すことを、横浜市における環境行政の基本的な考え方として再認識すべきである（図5）。

震災後の放射性物質や電力・エネルギー問題をきっかけに、環境に対する市民の意識に変化が起こっている。エネルギーの利用を低減し自然環境への負荷を軽減した生活への希求、環境配慮型を重視した商品を重視した消費活動の変化、さらには、豊かな自然環境や良好な生活環境に対する価値観の高まりなどである。横浜市民には新しいものを取り入れ、新たな流行を発信する気質が備わっているといわれており、「自然と人との共生」に向けては、環境のためになる行動を楽しみながら継続して実践する“横浜エコライフスタイル”の定着が求められる（“横浜エコライフスタイル”の詳細は8頁を参照）。G30や150万本植樹行動に代表されるように、横浜市民の行動力は、横浜の大きな強みであり、こうした市民の意識に変化が起こっている今こそ、その強みを生かし、市民が積極的かつ継続的な環境行動を実践できるよう、行政がこの“横浜エコライフスタイル”の定着を後押ししていく必要がある。370万人の市民を抱える横浜で新たなライフスタイルを実現することによる「スケールメリット」は計り知れない。

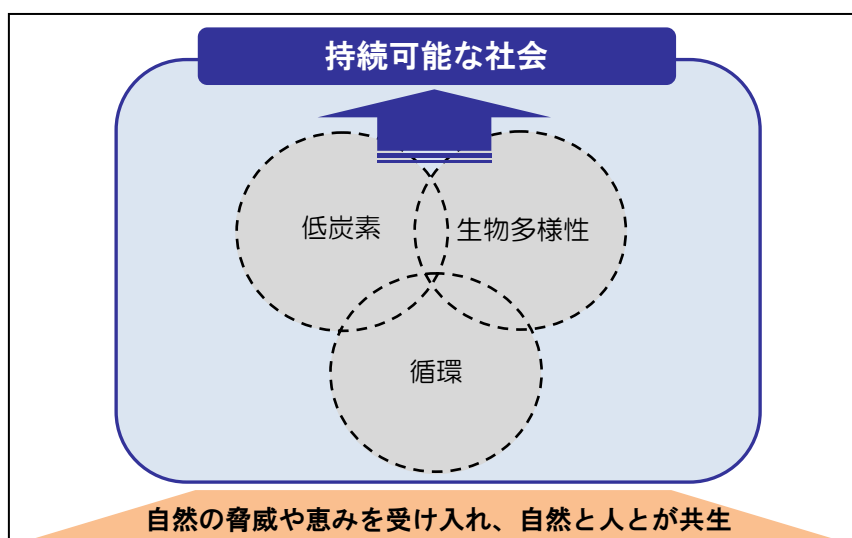


図5. 「持続可能な社会」と「自然と人との共生」の関連図

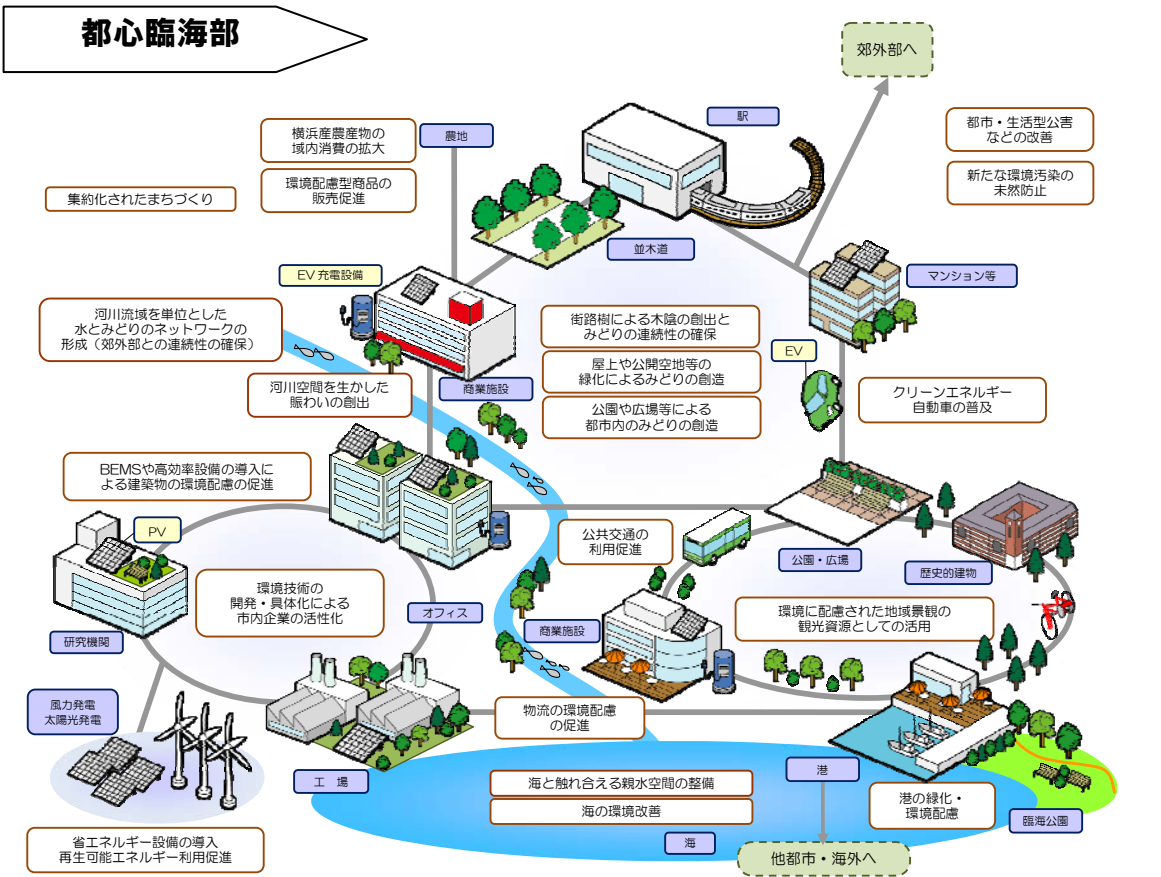
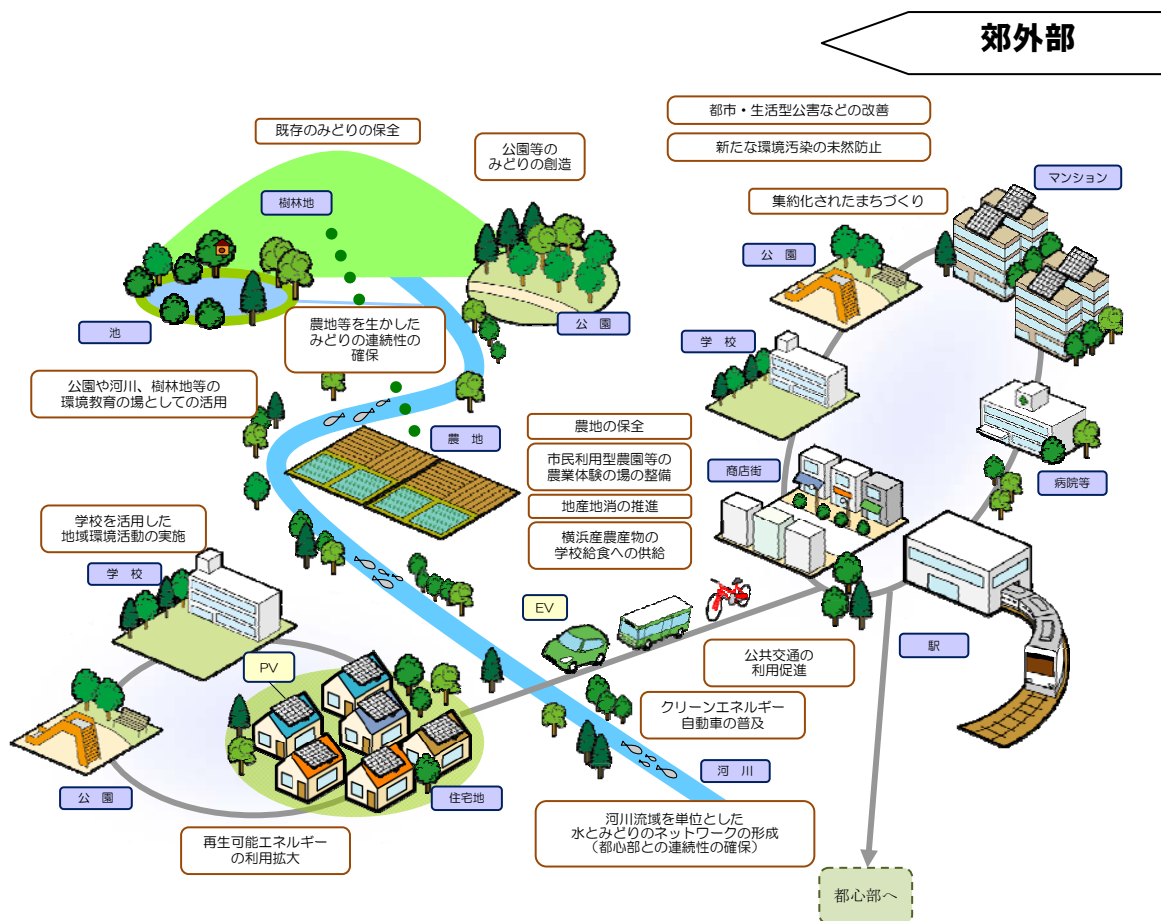


図 6. 横浜が目指す将来の「郊外部」と「都心臨海部」の姿
 （出典：新たな「横浜市環境管理計画」に基づき作成）

横浜エコライフスタイルとは

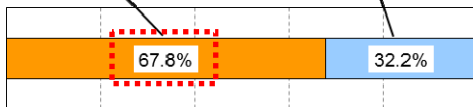
多くの資源やエネルギーを消費する現代社会において、環境にやさしいライフスタイルへの移行の機運が高まっています。加えて、横浜では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以後も環境への関心と意識は継続して高く、節電やエコドライブなどの省エネ行動を実践しています（下図『環境に関する市民意識調査』を参照）。

横浜には豊かで多様な自然環境が残されているとともに、横浜市民には新しいものをとり入れ、新たな流行を発信する気質が備わっているといわれています。そのような中で市民の皆さんが環境のためになる行動を楽しみながら継続して実践すること、それが“横浜エコライフスタイル”です。

- 豊かで多様な自然環境や生き物に関心を持ち、地域社会とのつながりを大切にする
- 新しく環境のためになることを“おしゃれ”に感じながら暮らしの中に取り入れる

生活の便利さ・快適さよりも環境の保全を優先

環境の保全よりも生活の便利さ・快適さを優先



Q 環境の保全と生活の便利さ・快適さのどちらを優先しますか？（平成 25 年度『環境に関する市民意識調査』）

震災直後と現在で変わらず取り組んでいる

震災直後より現在の方が取り組んでいる

震災直後より現在の方が取り組んでいない
or 震災直後も現在も取り組んでいない



Q 東日本大震災の直後と現在を比較して、日常生活における節電やエコドライブといった省エネの取組状況に変化はありますか？（平成 25 年度『環境に関する市民意識調査』）

“みどり”でエコライフスタイル



横浜には郊外部を中心にまとまりのある樹林地や農地が分布しています。豊かな緑を守り、育て、自然環境と地域文化の関わりを大切にします。

“まちなか”でエコライフスタイル



横浜は港や歴史的建造物など多彩な街並みを有する大都市です。日常の暮らしの中でちょっとしたおしゃれを感じながら緑や花、四季の移ろいを楽しみ、一人ひとりが環境について考えます。

“水辺”でエコライフスタイル



横浜には源流から海までの河川流域が存在しています。良質な水環境を守りながら生物多様性への関心を深め、人々の出会いや活動の輪を広げ、創造力を育みます。

“食”でエコライフスタイル



横浜には多様な農業があり、野菜や果樹に花き、植木に畜産とバラエティに富んでいます。「地産地消」を実践し、私たちの食卓に横浜産の農産物で彩を添えていきます。

第3章 これからの環境行政のあり方

本章では、環境管理計画において総合的な視点による基本政策として位置付けている「環境と人・地域社会」、「環境と経済」、「環境とまちづくり」の視点で計画策定以後の取組を振り返り、これに対する評価・課題、平成21年度から実施している『環境に関する市民意識調査』の結果などを踏まえた「これからの環境行政のあり方」を提示する。

3.1 環境と人・地域社会

(1) これまでの取組と評価

ア 横浜エコライフスタイルの定着を後押しする取組

横浜市は、これまで「ヨコハマ環境行動フェスタ」（平成22年度～）、「ヨコハマbフェスティバル2012」を開催するなど、環境問題への関心を高め、楽しみながら環境行動を実践するきっかけを創出するとともに、「横浜環境活動賞」（平成5年度～）や「ヨコハマbデイ」（平成23年度～）を通じて、市民や企業、団体の交流を深め、環境活動のネットワークづくりを展開している。また、公園愛護会や水辺愛護会など、積極的に地域で環境活動に取り組む団体を支援している。

一方で、『環境に関する市民意識調査』（平成25年度）では、「地域の環境活動に参加したいと思うか」という質問に対し、「機会があれば参加したい」が38%、「参加したいと思うが、参加できない」が24%であり、「地域の環境活動に対して関心はあるものの十分な参加につながっていないことが伺える。「どのような機会があれば地域の環境活動に参加するか」という質問に対しては、「興味のある活動が近くで行われている」が最も多い回答（44%）であり、「行政は市民の多様なニーズを的確に捉え、参加したいと思えるイベントや活動機会をより一層創出していくことが必要である。」

「Yokohama エコ活。」をキャッチフレーズに、脱温暖化を中心とした環境行動の普及啓発についても意欲的に取り組んできた。「ヨコハマ・エコ・スクール（YES）」（平成21年度～）や「こども『エコ活。』大作戦！」（平成16年度～※）では事業開始以降、多くの市民や企業、団体が参加し、「日常生活において環境に配慮した行動を取り入れる意識が徐々に広がっている。」

『環境に関する市民意識調査』では、「環境の保全と生活の便利さ・快適さ」という質問に対し、「環境の保全を優先」とした回答が平成21年度の調査開始以降、継続して約6～7割であり、また、「東日本大震災直後と現在を比較した日常生活における省エネの取組状況」（平成25年度）では、「震災直後と変わらない」が54%、「震災直後より現在のほうが取り組んでいる」が30%であり、「震災から2年以上経った現在も横浜市民の環境への意識は継続して高いことが伺えることから、“横浜エコライフスタイル”の定着を行政が積極的に後押ししていく必要がある。」横浜市は、370万人の人口を有する大規模な自治体であり、G30や150万本植樹行動の成果にも表れているように、その市民力を活用することは圧倒的な「スケールメリット」になることから、市民力の活用方策を十分に検討することが重要である。

※ 平成23年度までは「子ども省エネ大作戦！」として実施

イ 環境に関する情報発信

横浜市は、「これまで環境に関する調査結果やイベント情報を、広報誌やホームページ等を活用して発信してきた。」さらに、平成23年度からはツイッターを活用した情報発信にも取り組んでいる。東日本大震災の際は、全国的に放射線の飛散状況や健康被害についての情報発信への要望が増加したが、横浜市は震災直後の平成23年3月15日からホームページで大気中の放射線量の公表を開始した。これは、昭和58年から測定・監視を行ってきた日々の積み重ねが迅速な対応を可能にしたものであり、こうした地道な取組は評価できる。また、「PM2.5（微小粒子状物質）についても平成23年度から常時監視を行っており、平成25年2月からはリアルタイムでの測定結果の公表を開始するなど、安心・安全に関する情報を着実に発信している。」

一方で、『環境に関する市民意識調査』（平成25年度）では、「環境問題や環境活動に関して、必要な情報は得られているか」という質問に対して、「あまり得られていない」または「得

られていない」という回答は約7割であった。また、「環境の情報を得る主な手段は何か」という質問に対しては、「テレビ」(53%)、「新聞」(43%)、「行政の広報誌・パンフレット」(43%)が高い回答率である一方、「市のホームページ」(21%)や「イベント・セミナー」(3%)は回答率がやや低い。行政は市民が必要としている情報を的確に把握するとともに、それぞれの世代が身近に接する媒体に沿った情報発信を行うことが、個々の市民の環境意識を高めることにつながる。

(2) これからの環境行政のあり方

370万の市民一人ひとりの環境に関する主体的行動につながる取組をさらに進めることが重要である。若年層の子どもが参加できる事業展開や、高齢者層といえる定年退職者の経験と知識の活用と地域への参加など、横浜の市民力アップにつながる取組を進めていく。

ア-1 学校等における環境教育、市民の講座や調査への参加を通じた普及啓発の展開

環境に関する正しい知識と関心を高め、中長期的な視点で家庭での環境行動を普及していくためには、学校や地域の身近な環境資源を活用した環境教育を通じて、普及啓発を展開していくことが必要である。環境問題は中長期的に取り組んでいくべき課題であり、これらに関する正しい情報と知識を身につけることが継続的な取組につながる。そのためには、市民が身近な河川やそこに生息・生育する生き物・緑などの現状に関心を持ち、自ら調べ、改善に生かしていくことも必要で、これを可能にする“市民科学”の展開も今後取り組むべき課題である。また、地域の環境に精通した市民や企業の人材を、教育現場において活用することを検討することが重要である。市民や企業の力を活用する仕組みを形成し環境教育を充実させ、その成果を地域に還元する。一方で、地球温暖化問題や生物多様性などは高い専門性を必要とするため、指導者の人材を育成する場づくりも重要である。

また、環境教育の一環として、市民が環境に関する講座や調査に参加することで、身近な環境問題への関心の向上につなげていく。そのためには、学校でのビオトープの作成や園芸活動、校庭・園庭の芝生化など、地域の環境資源や学校教育の場を活用した取組を支援する新たな体制の構築と、その積極的な展開が必要である。

ア-2 環境活動を通じた地域コミュニティやエリアマネジメントの展開

東日本大震災をきっかけに、地域コミュニティの重要性が改めてクローズアップされている。震災では庁舎や行政機能に影響が生じ、それらが失われた市町村もあり、地域、企業、自治会、行政などが地域でそれぞれ主体性を持って活動する「エリアマネジメント」の重要性も改めて視野に入れる必要がある。

横浜では、市民団体や自治会などの地域活動が活発に展開されているが、環境分野においても地域での環境活動を通じたコミュニティをさらに形成していく必要がある。その一つとして、コミュニティ形成の場としての公園の重要性を改めて位置づける必要がある。

また、横浜には多様な環境活動を実践する「場」がある。これらを活用し、高齢者が地域の環境活動に参加しやすい仕組みづくりを進めることにより、高齢者の経験や知識を生かし、地域社会での孤立を減らしていくことが必要である。

これらの活動を進めるためには、日ごろから地域の住民や自治会、区役所との連携を築いておくことも大切である。

イ 横浜エコライフスタイルの定着に向けた“見える化”の活用

環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進し、市民全体のムーブメントとするためには、市民一人ひとりが意欲的・継続的に環境行動を実践していくことが求められる。『環境に関する市民意識調査』(平成25年度)では、「日常生活の中で環境に配慮した行動をさらに進めるにあたって後押しとなるもの」という質問に対し、「自分の行動が環境に貢献していることが目に見えて実感できること」(25%)が、「経済的な効果が期待できること」(27%)に次ぐ高い回答結果となった。“横浜エコライフスタイル”を定着させるために、環境への負荷や取組の効果を定量的に可視化して市民に分かりやすく説明したり、地球温暖化対策や生物多様性保全の取組に情報通信技術の視点を取り入れ、環境の現状や変化を市民が楽しみながら把握できるようにすることで、環境問題を考えるきっかけにつなげていく。

3.2 環境と経済

(1) これまでの取組と評価

ア 環境技術を生かした海外展開と市内経済の活性化

持続可能な低炭素都市の実現に向けて、平成 22 年度から取り組んでいる「横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）」では、一般家庭への太陽光発電やHEMS（ホームエネルギー管理システム）の普及、みなとみらい 21 地区の商業施設へのBEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入を進め、平成 24 年度からは、CEMS（地域エネルギー管理システム）の連系によるエネルギー管理の運用を開始した。また、「アジア・スマートシティ会議」（平成 24 年度）の開催やスペイン国バルセロナ市とのスマートシティに関する覚書締結（平成 24 年度）などの海外展開を進めるとともに、YSCPフォーラムの開催（平成 23 年度～）や国際会議「Smart City Week」（平成 23 年度～）との連携などを通じて、スマートシティの技術に関するビジネスマッチングを創出し、市内経済の活性化を図っている。

平成 23 年 11 月に設立した「横浜水ビジネス協議会」の取組では、会員企業と海外関係者とのビジネスマッチングや会員企業と横浜市による海外合同調査の実施、海外自治体と横浜市との関係構築を図るなど、市内企業の海外水ビジネス展開を公民連携して支援している。また、平成 24 年 4 月に横浜市は、国土交通省より「水・環境ソリューションハブ」に登録され、今後、国土交通省を含む関係機関と連携して日本の水・環境インフラの技術と政策を海外に積極的に提供していく必要がある。

また、横浜市では平成 22 年 4 月に制定した『横浜市中小企業振興基本条例』の趣旨に基づき、市内中小企業の節電・省エネに資する設備投資や、環境・エネルギー分野における研究開発への経済的支援を実施している。

横浜市内の企業を対象にした『横浜市景況・経営動向調査』（調査時期：平成 24 年 12 月）において、「環境・新エネルギー分野で事業展開をする上で必要と考える項目」について質問したところ、「高い技術力・研究開発力」と回答した企業が 57%で最も多く、今後も継続して市内中小企業が持つ環境・エネルギー技術への支援に取り組んでいく必要がある。

イ 横浜農業の振興と環境資源を生かしたシティプロモーションの展開

『環境に関する市民意識調査』（平成 25 年度）において、「横浜産の農産物を購入したことがあるか」という質問に対して、7 割近くが「ある」と回答、また、「横浜産の農産物を購入しようと思う理由」については、「新鮮な農産物を購入したい」（61%）、「おいしい農産物を購入したい」（40%）、「地元の農家を応援したい」（37%）が 1 位から 3 位を占めており、市民の横浜産の農産物への要望が大きいことが伺える。

横浜市では、平成 21 年度に策定した『横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）』に基づき、水田の保全や農地所有者への支援等により、良好な農景観を維持する取組を進めるとともに、市民が気軽に農体験を楽しめる農園の開設や食と農の連携による地産地消を推進するなど、横浜農業の振興に向けた取組を進めている。また、現在策定を進めている『経済成長分野育成ビジョン（仮称）』の中でも、農商工連携として横浜型都市農業の確立、先進的生産技術の発信などを検討している。

平成 24 年 7 月に策定した「横浜つながりの森」構想では、円海山周辺を中心に市民の森や樹林地などの自然環境を活動団体や地域の人々と協働しながら保全するとともに、シャトルバスの試験運行や散策マップの作成など、横浜の自然環境を生かした観光資源としての魅力を高め、シティプロモーションの展開へとつなげる取組が始まっている。

(2) これからの環境行政のあり方

日本の主要な企業が集積する横浜においては、企業の環境活動が、地域の環境改善に大きく寄与するとともに、自然と共生するまちづくり、安心・安全なまちづくりにつながることから、企業の積極的な環境活動を支援していく。

ア-1 省エネルギー・再生可能エネルギー技術の導入によるビジネスチャンス拡大に向けた積極的支援と復興への活用

東日本大震災をきっかけに、市内中小企業の省エネルギーや節電に資する設備投資や、環境・エネルギー分野における研究開発への支援などがより一層求められるようになった。再生可能エネルギーや次世代自動車の飛躍的な導入に向けた仕組みづくりを進めるとともに、スマートシティの技術に関するビジネスマッチングを創出し、市内への関連企業の誘致を図ることが重要である。さらには、「横浜スマートシティプロジェクト」で培った技術と経験をビジネスに発展・海外展開させ、市内経済の活性化へとつなげる。

東北地方の被災地域の復興に向けては、横浜をフィールドとしたこれらの取組を成熟させることによって技術的・経済的ノウハウを蓄積した上で、実効性ある省エネ・再エネ技術を横浜から発信していく。

ア-2 上下水道分野における高い環境技術を活用した、市内企業の海外展開の総合的な支援（企業との連携による水ビジネスの国際展開）

平成23年11月に設立した「横浜水ビジネス協議会」において、これまで培ってきた上下水道の高い環境技術を市内企業との連携により海外に展開し、会員企業と海外の上下水道関係者の交流やビジネスマッチングを通じて、市内経済の活性化につなげていくことが必要である。また、新興国などにおける水環境に関する問題解決を図り、国際都市としての横浜市の優位性を高める。

イ 大都市にありながら身近にふれることのできる横浜の豊かな自然環境を生かしたシティプロモーション

横浜には中華街や元町・山手地区など日本を代表する観光資源を有しており、多くの観光客が訪れている。一方で、豊かな生物多様性を育む谷戸や、谷戸とともに育まれた歴史・文化、自然観察の森、ズーラシアをはじめとした動物園など、身近に生き物にふれあうことができる環境を有している。これらを観光資源として生かし、シティプロモーションにつなげていくことが必要である。

都市生活のさまざまな場面でいつでも「農」とふれあえることも横浜の魅力のひとつであり、食と農の連携や新たな地産地消ビジネスの創出を積極的に進め、まちの活性化につなげていくことも重要である。

3.3 環境とまちづくり

(1) これまでの取組と評価

ア 水と緑を身近に感じられるまちづくり

横浜市では、浸水対策や雨水浸透ますの導入、河川の整備などを通じて、良質な水環境を維持したまちづくりを進めてきた。また、金沢区の臨海部では、平成 22 年度から海洋資源を活用した温暖化対策や東京湾の生き物に触れる機会を通じた環境教育などの取組を展開している。

平成 21 年度に策定した『横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）』の取組については、計画策定以後の 4 か年で計画策定前と比べて 5 倍以上のスピードで緑地保全制度による指定が進むとともに、所有者の不測の事態による土地の買取り希望への確実な対応などによって、樹林地の減少を抑えることができおり、「横浜みどり税」の導入による成果が表れている。

横浜の都心部は、郊外部と比較して緑や水辺が少ない。『環境に関する市民意識調査』（平成 25 年度）において、「市の中心部に緑や水辺が多くないことについての対策」について質問したところ、「公園などのオープンスペースを整備し、緑や水辺を増やす」（55%）、「街路樹で緑を増やす」（45%）、「河川周辺や海辺を水に親しめる空間として整備する」（32%）が 1 位から 3 位を占めており、都心部における水と緑の取組の推進について考慮すべき結果である（図 7）。また、「横浜市に優先的に取り組んでほしい事項」について質問したところ、「公園や道路、河川沿いの緑の保全・創出」（34%）、「横浜らしい景観の保全」（29%）、「都心部など市街地での緑の創出」（27%）が 1 位から 3 位を占めており、市民の緑への要望は高く、横浜の歴史ある景観を保全するとともに、水や緑を身近に感じられるまちづくりが求められている。

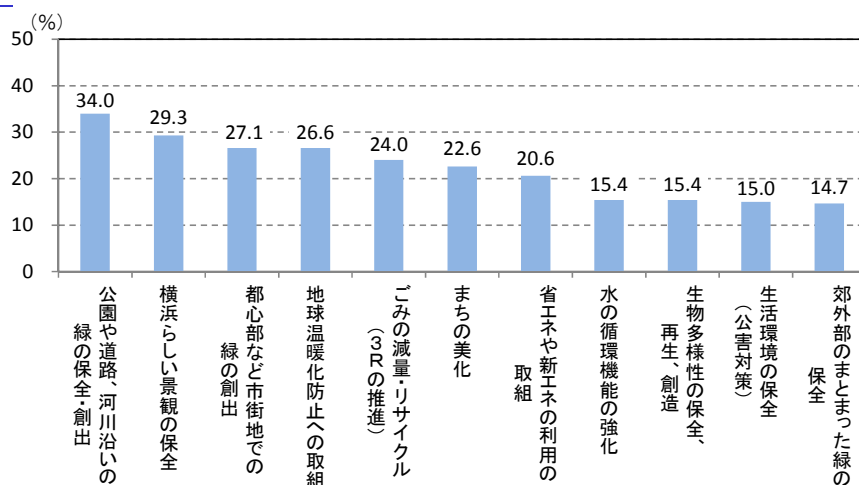


図 7. 横浜市に優先的に取り組んでほしい事項(複数回答)
（『環境に関する市民意識調査』（平成 25 年度）より）

イ 都心部における低炭素なまちづくり

都心部では、様々な取組によって低炭素なまちづくりを展開している。『エキサイトよこはま 2 2（横浜駅周辺大改造計画）』では、平成 24 年度に『まちづくりガイドライン』を改定し、環境分野において CO₂ 排出ルールの設定や緑化の推進を位置づけた。また、みなとみらい 2 1 地区では、桜木町駅前広場の街路樹の植栽や「横浜スマートシティプロジェクト」における地域エネルギーマネジメントの構築を進めている。

低炭素型の交通体系の形成については、日産自動車㈱と協働して取り組んでいる「ヨコハマモビリティ“プロジェクト ZERO”』では、平成 23 年度から国内初となる二人乗り超小型電動車両の活用実験を実施している。また、平成 23 年度から 3 年間の長期社会実験として、都心部の新たな交通手段の定着を目指した「横浜都心部コミュニティサイクル社会実験」を実施している。自転車施策の推進や脱温暖化だけでなく、回遊性向上や観光振興の効果も期待ができる。

ウ 郊外部におけるコンパクトなエコまちづくり

郊外部では、緑区十日市場町での脱温暖化モデル住宅事業や、CASBEE横浜の戸建住宅への展開など、環境に配慮した建築物の普及が進むとともに、モビリティマネジメントや地域交通サポートの推進など、誰もが移動しやすく人と環境にやさしい交通体系の形成が進んでいる。また、平成24年度から地域の特性を踏まえ、住民が安心して暮らし続けられる、持続可能な魅力ある街づくりのモデルを創り出す「持続可能な住宅地モデルプロジェクト」を開始した。

『横浜市民意識調査』（調査時期：平成24年5～6月）では、「市政への満足度と要望」について質問したところ、「最寄り駅周辺の整備」、「通勤・通学・買い物道路や歩道の整備」、「高齢者や障害者が移動しやすい街づくり（駅舎へのエレベーター設置など）」などのまちの利便性向上に関する項目は、満足度、要望度ともに比較的高い結果となった。超高齢化社会や人口減少社会にも対処できるよう、環境に配慮された建築物の普及や交通体系の整備を進めるとともに、安心・安全で住みやすくコンパクトなまちづくりの推進が求められている。

エ 環境と防災性が両立したまちづくり

東日本大震災以降、環境と防災性が両立したまちづくりが求められている。『横浜市民意識調査』（調査時期：平成24年5～6月）では、「市政への要望」の1位は、「地震などの災害対策」であった。また、『環境に関する市民意識調査』では、「災害対策と連携した取組で優先的に取り組むべき環境行政」を質問したところ、平成23年度以降すべての調査において、「ハザードマップの作成」、「防災拠点の自立的電源確保のため再生可能エネルギーを利用した非常用電源の設置」、「災害に強い下水道施設の整備」が1位から3位を占めた。

これに対し、横浜市では浸水対策や下水道施設の地震対策、『横浜市下水道BCP【地震・津波編】-第1版-』の策定による危機管理体制の構築など、下水道等のライフライン機能の強化を図っている。また、「横浜スマートシティプロジェクト」において、安定したエネルギーの需給を担う地域エネルギーマネジメントの構築を進めるとともに、災害時に非常用電源として活用できる電気自動車や燃料電池の普及などに取り組んでいる。

(2) これからの環境行政のあり方

建物や道路、交通、港湾、河川、公園など、ありとあらゆるまちづくりの施策に地球温暖化や生物多様性の視点を積極的に取り入れていくことが重要である。施策を進めるにあたっては、市全体で環境行政が主導していくことで、地域やまち全体を環境にやさしく、誰もが安心・安全に暮らすことができ、災害に強いものにしていく。

ア-1 水や緑の空間が創出され、身近に自然が感じられる都心づくり

横浜の歴史や伝統を生かすとともに、身近な自然との共生を大切にし、都市の文化や風土づくり、そして都市生活の豊かさにつなげていくことが横浜の都心づくりに求められる。

国際的な環境都市を目指す横浜の顔として、“横浜エコライフスタイル”を追求する横浜市民のシンボルとして、良質な水環境の整備や緑の創出を積極的に推進し、身近に自然が感じられる都心づくりを進めることが求められている。

横浜港は、都心部における重要な親水空間の一つである。今後も市民が親しみ、海の資源や生き物を大切にする場となる「きれいな海づくり」を進める必要がある。

緑は、良好な景観の形成や賑わいの場の創出につながるなど、まちの魅力を高める。多くの人が訪れる都心臨海部で、公共施設や公園を拠点に、市民が身近に緑を感じることができ、快適で賑わいのあるまちにつながる緑の創出を進める必要がある。

ア-2 自然の恵み（生態系サービス）の重要性を踏まえたまちづくり

我々が日常生活の中で当たり前と思っていることの多くは、豊かな生物多様性を根拠とする安定した生態系の維持によって恩恵を受けているものである。例えば、毎日の食卓を彩る農産物などの安全な食料は、豊かな自然環境があり、「生業」として農業が営まれてこそ受けられる自然の恵み（生態系サービス）である。

横浜市は、都心臨海部・インナーハーバー地区と、郊外部へ向かう中小河川沿い、鉄道や道路沿いに商業・住宅地域が発展し、その周辺に丘陵地が広がる特徴的な都市構造を有している。また、源流から海にそそぐまで横浜市内で完結した河川流域は、横浜らしい魅力ある都市構造である。土地利用の特徴としては、市街化区域の中に市街化調整区域が入り込むように存在していることが挙げられる。

横浜市には、市民生活の身近な場所に市民の森や里山、農地などが拡がり、市街地にも多くの丘陵地が残っている。丘陵地はいわゆる斜面緑地であり、連担した緑地は、安全なまちづくりにも寄与している。このような特徴的かつ魅力ある都市構造を未来へと受け継ぐために、行政区界による区域分けではなく、流域を一体的に捉え、豊かな自然環境、安定した生態系、良質な水環境を基盤とするまちを目指す必要がある。

ア-3 公園が有する多面的機能の活用を見据えたまちづくり

公園は、日常において、市民が身近に緑を感じられる場であるとともに、多種多様な生き物の生息・生育の場であり、また、人々が集うコミュニティを創出する場としての機能を持つ。一方で、非日常である災害時には、避難場所や支援拠点のほか、洪水抑制や火災の延焼防止など多様な機能を併せ持つ。

そのため、日常において、身近な生き物の生態系を維持するとともに、これを生かした環境教育の場としての活用、さらには災害時に防災・減災に資するオープンスペースとしての活用など、公園が有する多面的な機能を効果的に活用できるよう、整備・管理をすることが必要である。また、その際は市民や既存の活動団体が持つ行動力や経験、ネットワークを積極的に活用し、整備から管理までを一体的に考えた持続可能な公園の実現に向けて、地域の特性に応じたまちづくりを進めることも重要である。

イ 低炭素で災害に強い都市の実現に向けたエネルギーマネジメントの構築

横浜市は、持続可能な社会の実現を目指し、「横浜スマートシティプロジェクト」や「ヨコハマモビリティ“プロジェクトZERO”」など低炭素なまちづくりを進めている。

一方で、併せて災害時に安定したエネルギーの需給が確保されたまちづくりを進めることが求められている。太陽光発電システムやガスコジェネレーションシステムをはじめとした分散型のエネルギー供給や、災害時に非常用電源として活用できる電気自動車や燃料電池システムの普及を進める必要がある。さらには、これらを連系して地域でエネルギーを有効活用できるよう、地域エネルギーマネジメントを構築することが重要である。

その他、持続可能な社会を実現するためには、経済面だけでなく、単一の資源に依存した場合のリスクを考え、選択肢の多いエネルギー源を確保するリスクマネジメントの強化を図る必要がある。例えば現在、下水は処理して公共水域へ放流しているが、未処理下水や下水再生水を熱源として利用するなど、未利用エネルギーを活用することを検討する必要がある。

ウ 快適で利便性が高く、すべての人に配慮したコンパクトなまちづくり

横浜市は高齢社会を既に迎えており、買い物や医療、福祉サービスなどの生活に必要な都市機能がコンパクトに集約化されているとともに、低炭素で効率的に生活できるまちづくりが求められている。

東日本大震災の発生直後、関東以北の広域にわたる流通上の供給不足とその拡大への不安から横浜においても過去に例がないガソリン不足に陥った。過度に自家用車に依存するライフスタイルを見直し、モビリティマネジメント施策の推進など、非常時の燃料不足への予防的措置とともに低炭素型の交通体系へのシフトを進める必要がある。また、電気自動車をはじめとした次世代自動車の普及を進め、温室効果ガスの削減に寄与するだけでなく、騒音・振動の緩和、道路沿いの大気環境の向上にもつなげる。

また、自家用車の利用を削減するためには、誰もが歩いていて楽しいまちづくりを進めることも重要である。そのためには、多種多様な植物を道路沿いに植栽し、連続した緑を創出するなどの工夫をしていく。また、これらの取組が継続し発展していくよう、維持管理を市民や企業、活動団体と協働で取り組んでいくことを検討する。

エ 災害対策から環境配慮まで幅広く見据えたまちづくり

東日本大震災や、近年多発する集中豪雨や局地的大雨などの自然災害をふまえ、横浜においても都市の防災機能の強化が求められている。災害時においても市民が安全・安心に生活できるよう、引き続き、環境衛生を担う水道・下水道等のライフライン機能の強化を図る必要がある。また、ハザードマップの作成を進め、正しい情報を発信することにより、市民一人ひとりが災害時の行動に反映できるような道筋へとつなげる必要がある。自然災害への対策にあたっては、防災やまちづくりの施策に自然との共生や地球温暖化の影響への適応など、環境配慮の視点を盛り込むことによって、横浜の防災機能と環境価値の双方を高めることも重要である。

また、東北地方の被災地域の復興に向けては、今後も、あらゆる分野での支援が求められており、引き続き、横浜が保有する下水道等の環境技術や人材を積極的に活用し、被災地の復興を支援していく。

第4章 生物多様性の主流化をさらに進めるために

第4章では、環境行政の基軸の一つとしてこれまで重点的に取り組んできたbプランの成果や、震災の発生、国家戦略の策定といった社会的背景を踏まえ、「生物多様性の主流化」をさらに進めていくにあたっての具体的な取組を提示する。

4.1 生物多様性の主流化の推進

横浜市は多くの企業が集積し、また基礎自治体としては最大の人口を擁する大都市である。企業の活発な経済活動、市民の旺盛な消費行動は大気や水、食糧など生態系サービスの恩恵の上に成り立っており、横浜市民一人ひとりの行動は生物多様性にとっても大きな影響を及ぼす。

自然のバランスを崩さず、将来にわたりその恵みを受け続けるためには、自然を次の世代に受け継ぐ資産として認識し、持続的な経済を考えていくこと、共生と循環に基づく活動を選択することが重要である。横浜市は大都市として、自然と人とのバランスのとれた健全な関わりを社会の隅々に広げていくことにより、生物多様性の主流化を進めていく責務があるといえる。また、横浜の大都市としての取組を全国の都市部に波及させるよう努めていくべきである。

横浜市では、環境行政の基軸として既に先進的に取り組んでいる地球温暖化対策に加え、生物多様性の取組を重点施策として進めているが、今後、生物多様性のさらなる主流化を進めていくことが必要である。環境プロモーションの柱に「生物多様性の主流化」を据え、市民や企業の連携、関係セクションとの連携により、強力に押し進めていく必要がある。

生物多様性は、地球温暖化対策や緑の保全といった課題とも深くかかわり、環境問題すべてを包括しているともいえる。環境行政が生物多様性への貢献という切り口で、横断的に総合力を発揮することで、新しい段階に転換すべきである。また、生物多様性基本法に基づく地域戦略として平成23年4月に策定した『ヨコハマbプラン（生物多様性横浜行動計画）』を次のステップに進めるためにも、生物多様性の主流化に向けた道筋の具体化が急務である。

4.2 生物多様性の主流化を進めるための取組

(1) 生物多様性の意図や重要性の理解を図るプロモーション

bプランの重点アピールである「bプロモーション」では“子どもを主役”とした取組を進めていることから、20歳以上を対象とした『環境に関する市民意識調査』の結果に直接あらわれにくいものの、子どもを通じ、その両親などへの訴求が課題となる。また、「生物多様性の危機」への関心が低いことに関しては、我々の生活が流域や広大な自然環境から生み出される生態系サービスにより成り立っていること、今後も継続して都市生活を送っていくためには生態系サービスの根源である生物多様性の保全が喫緊の課題であることを伝える取組が求められる。

引き続き、「出前講座」「助成金」「表彰制度」を中心に、生物多様性の主流化に向けたプロモーションを強化すべきである。また、「出前講座」等での学習だけでなく、学校と連携した啓発もプロモーションの一環として進めていくべきである。

なお、地球温暖化が原因と考えられている気候変動は、生物の生息・生育環境の損失につながり、生物多様性に大きな影響を与えることが危惧されている。樹林地等の保全は生物の生息・生育環境を有する二次的自然環境の保全にもつながっている。本市では、地球温暖化対策と生物多様性の保全に関する様々な施策をそれぞれの分野において実施・展開しているが、生物多様性の主流化を推進する際には、これらの取組を統合的に捉える視点が重要である。

(2) 生物多様性の現状を客観的に捉える生き物調査

市民参加型の生き物調査については、普及啓発と生き物データの蓄積の両面の効果を狙い取り組んでいる。市民参加による調査の他、行政による調査、専門的な市民団体による調査、それぞれの特長を生かし、生物情報を蓄積することによりデータバンクの形成、環境施策への活用を目指していくべきである。これら調査主体のほか、対象地域、中長期的な実施計画を定め、体系的にそれぞれを推進することが必要である。

調査結果はデータバンクに反映させることを検討するとともに、地区特性に応じた保全・誘導の仕組みづくりの検討に活用し、生物多様性の保全に関する取組全体を後押しするため活用すべきである。

また、生物調査は、広域的かつ長期的に実施する必要がある、行政や研究者だけではなく、市民の協力はかせない。市民参加による調査においては、生き物とのふれあいや啓発の観点に重点が置かれているものも多いが、平成23年度から実施している「田んぼの生き物調査」等においても、調査結果を確実にデータバンクに反映させることが重要である。また、教育委員会や小学校と連携した全市域を対象とした調査についても検討すべきである。

なお、市民による生き物調査の実施に当たっては、市民の調査能力の向上を図ることや生き物の専門的な知識がなくともある程度の正確な結果が得られる方法、参加意欲を継続させる手法などの検討が必要である。

(3) 生物多様性を育む場づくり

ア 郊外部における生き物の生息・生育の場づくり

『横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）』と横浜みどり税の活用により、山林（樹林地）の減少傾向が鈍化してはいるものの、保全すべき樹林地は多く残っており、継続した取組を進めていくことが必要である。

また、保全・創出した緑を良好に育む取組や、市民と緑との関わりを深める取組を進めることも求められている。市民や事業者の参画を得ながら、生物多様性の保全や、市民が緑とふれる場づくり、まちの魅力づくりなど、緑の質の充実を進めていく必要がある。

樹林地においては、樹林地の持つ多様な役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承する必要がある。

また、農地においては、景観や生物多様性の保全などの役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組が求められる。

なお、海においては、市民団体や企業、大学等によるアマモ場再生などの取組が進められているが、引き続き水中生物の生息環境の改善や水質浄化の取組を進める必要がある。

イ 都心臨海部における身近に生き物を実感できる場づくり

市街地においても、生き物の生息環境としての場づくりだけでなく、身近に生き物を実感できる「場」づくりが求められる。

まちの魅力を高め賑わいづくりにつながる緑や地域の緑、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組む必要がある。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組の支援も重要となる。

とりわけ、多くの市民が時間を過ごし、国内外から多くの観光客が訪れるエリアである都心臨海部においては、来訪者の回遊性向上や生物多様性の保全の観点からも、公共施設を中心に緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開することが重要となる。また、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげることも重要となっている。

ウ つながりの森における環境教育・活動の場づくり

生物多様性を学ぶ「場」として、つながりの森を活用していくため、拠点施設での環境教育、活動の「場」づくりを検討していくべきである。

各拠点施設においては、それぞれ立地、資源を活かした環境教育や情報交換・発信・交流の場として、拠点施設の機能強化が必要である。特に金沢動物園では、動物園としての機能を活かし、円海山等地域の生き物を身近に体感できる施設や、人の暮らしと生物多様性の関わりを学ぶことができる環境教育施設として、再整備する必要がある。

また、金沢自然公園、横浜自然観察の森、上郷・森の家の拠点施設それぞれの特性を生かし、連携することによって、「横浜つながりの森」の利用促進を図り、森を支えていく人材育成等仕組みを強化していく必要がある。

参考資料 計画策定以後の国内及び国際動向と本市の主な取組

資料1 東日本大震災への本市の具体的取組

①市民生活対策の主な取組

市民生活対策では、夏の電力不足対策として、平成23年6月に『横浜市節電・省エネ対策基本方針』※を策定した。方針では市役所の電力削減目標を掲げ、昼休みの開始を13時から14時に変更するランチシフトの実施や、地区センターやコミュニティハウスなど一部の市民利用施設を平日1日閉館とする輪番休館の実施、区役所窓口の受付終了時刻変更の実施など、様々な節電・省エネに関する取組を実施した。

※ 平成25年度は震災から2年を経て、電力需給状況が改善しつつあることを踏まえ、単年度の方針ではなく期間を定めない方針とし、これに基づき、引き続き節電・省エネ対策及び地球温暖化対策に取り組んでいる。

〈震災後に実施した節電・省エネに関する主な取組〉

- ・一部の市民利用施設における輪番休館の実施
- ・メールを活用した節電の緊急連絡システムの構築
- ・節電チャレンジの実施(平成23年6月22日13時から15時)
- ・ランチシフト(昼休みを13～14時に変更)の実施
- ・ワークシフト(原則定時退庁、超過勤務が必要な場合は始業前実施)の実施
- ・区役所窓口の受付終了時刻変更(17時15分から17時に変更)
- ・節電・省エネ推進担当の配置による推進体制の構築

②放射線対策の主な取組

放射線対策では、事故直後から相談対応とモニタリングポストの放射線量測定結果公表、水道水の放射性物質検査結果の公表を開始した。平成23年6月には、区局横断的に放射線対策を実施していくため、災害対策本部の中に「放射線対策部」を設置し、市民相談対応、子どもが過ごす施設を主とした空間線量測定・マイクロスポット対応、給食食材や市内農産物、流通食品等の放射性物質検査等を実施した。

〈震災後に実施した放射線対策に関する主な取組〉

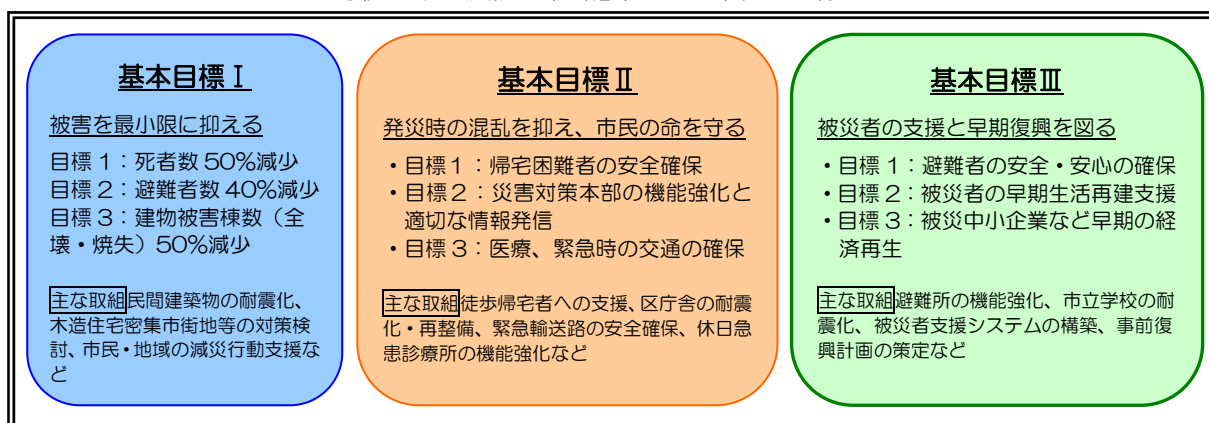
- ◆正しい知識と情報を伝えるための取組
 - ・放射線に関する健康・食品相談電話窓口(専門回線)の開設(平成23年3月23日)
 - ・放射線に関するシンポジウムの開催(平成23年9月、11月)
 - ・広報よこはま「震災対策特別号『放射線特集』」の発行(平成23年9月)
 - ・放射線対策記録(平成23・24年)発行(平成25年3月)
- ◆放射線量等の測定・公表
 - ・市内の保育所、市立学校、公園などの空間線量の測定・公表
 - ・「マイクロスポット」対策
 - ・給食食材、市内産農畜水産物、流通食品、水道水の検査・公表
 - ・放射線量測定器の市民への貸出
- ◆その他の取組
 - ・焼却工場での放射性物質溶出防止対策、南本牧処分場放射性物質除去対策、下水汚泥焼却灰対応

③防災対策の主な取組

防災対策では、平成25年3月に東日本大震災の教訓等を踏まえ、「減災」「人命最優先の対策強化」を基本的な考え方とし、『横浜市防災計画（震災対策編）』の抜本的な見直しを行った。見直しにあたっては、あらゆる可能性を考慮した地震被害想定の見直し、耐震化促進やライフラインの防災力向上など地震に強い都市・人づくりの推進、被災者支援の充実や復旧復興体制の明確化などを規定した。さらに、これまでの被害想定を抜本的に見直し、新たな被害想定を公表するとともに、この被害想定を軽減するための減災目標と、目標達成のために必要な対策をとりまとめた『横浜市地震防災戦略』を策定した。この戦略では、3つの基本目標と9つの目標を掲げ、市として被害を限りなくゼロに近づけることを目指している。

平成25年3月には、災害が発生した際にリソース（ヒト、モノ、情報等）の制約がある中で、災害時に確保すべき下水道機能にかかる業務を「だれが、いつまでに、どのレベルで、なにをするか」ということなどを具体的に定めた『横浜市下水道BCP【地震・津波編】－第1版－』を策定した。

≪『横浜市地震防災戦略』平成34年度の目標≫



≪『横浜市防災計画（震災対策編）』の主な修正点≫

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・地震被害想定の見直し | ・地震に強い都市・人づくりの推進 |
| ・災害対応力の強化 | ・被災者等支援の充実 |
| ・普及復興体制・方針等を明確化 | ・他都市応援要領の明確化 |

④被災者・被災地支援の主な取組

被災者・被災地支援対策では、人命救助、避難所運営、り災証明発行などの復旧・復興支援に、宮城県仙台市ほか7県20市町村へ短期・長期合わせて約3,500名（平成24年2月時点）の職員を派遣してきた。

平成24年1月からは、新たに宮城県山元町へ職員を派遣し、水道・下水道の復旧を支援している。さらに同年4月には宮城県山元町が策定した『山元町震災復興計画 基本構想・行動計画』の実現に向け、庁内に「宮城県山元町復興支援チーム」を立ち上げ、都市計画、インフラの復旧、事業計画などに関する技術支援を行うこととした。平成25年8月には、同年5月に宮城県山元町及び福島県新地町それぞれと横浜市とで締結した「震災復興に関する建設資源の広域利用協定」に基づき、物的復興支援として、建設資材の提供を開始した。

資料 2 国内及び国際動向

(第 4 次環境基本計画の閣議決定)

2012 (平成 24) 年 4 月、環境基本法に基づき、政府の環境施策の大綱を定めた『[第 4 次環境基本計画](#)』が閣議決定された。計画では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を総合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ、持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向性等が示された。

(リオ+20 (国連持続可能な開発会議) の開催)

2012 (平成 24) 年 6 月、『[リオ+20 \(国連持続可能な開発会議\)](#)』がブラジル・リオデジャネイロで開催され、持続可能な開発に向けた政治的コミットメントが再確認された。開催期間中、「日本のグリーン・イノベーション-復興への力、世界との絆-」をテーマとした日本パビリオンが設置され、横浜市は環境未来都市の取組を PR した。

(地球温暖化対策に関する出来事)

2011 (平成 23) 年に南アフリカ・ダーバンで開催された『[第 17 回国連気候変動枠組条約締約国会議 \(COP17\)](#)』では、京都議定書の改正案が採択されず、日本やロシア、カナダが京都議定書第二約束期間への不参加を表明。その後、2012 (平成 24) 年にカタール・ドーハで開催された『[COP18](#)』では、2013~2020 年を京都議定書の第二約束期間として延長されたが、日本とロシアは不参加となった。2013 (平成 25) 年 9 月にスウェーデン・ストックホルムで開催された『[国連気候変動に関する政府間パネル \(IPCC\)](#)』では、第 5 次評価報告書を公表し、「地球温暖化の原因は人為起源の温室効果ガスである可能性が極めて高い」と結論。同年 11 月には、『[COP19](#)』がポーランド・ワルシャワで開催され、2020 年までの温室効果ガス排出削減と、すべての国が参加した 2020 年以降の新たな国際的枠組みづくりに向けた議論が行われた。

この間、国内では、『[革新的エネルギー・環境戦略](#)』が策定 (2011 (平成 23) 年 9 月。その後、閣議決定されず)、『地球温暖化対策基本法案』が廃案 (2012 (平成 24) 年 11 月)、その他、『グリーン政策大綱』や『エネルギー基本計画』が策定されないまま、2012 (平成 24) 年 12 月に政権が交代した。2013 (平成 25) 年 5 月には、2012 年度末をもって京都議定書の第一約束期間が終了することに伴い、『[地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律](#)』が公布された。同年 10 月には、電力システム改革の 1 つである「広域系統運用の拡大」を目指した『[電力事業法の一部を改正する法律案](#)』が閣議決定された (同年 11 月に臨時国会で成立)。

(生物多様性に関する出来事)

2010 (平成 22) 年に名古屋で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10)」で採択された「愛知目標」の達成に向けて、日本では 2011 (平成 23) 年 9 月に国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進するために、『[国連生物多様性の 10 年日本委員会](#)』が設立、同年 10 月には、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性の保全を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的とした『[生物多様性地域連携促進法](#)』が施行された。また、2012 (平成 24) 年 9 月には、『[生物多様性国家戦略 2012-2020](#)』が閣議決定され、「愛知目標」の達成に向けたわが国のロードマップ、2020 年までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」、5 年間の政府の行動計画として約 700 の具体的施策等が示された。

2012 (平成 24) 年 10 月には、インド・ハイデラバードで『[COP11](#)』が開催され、名古屋議定書の作業計画、資源動員戦略、海洋と沿岸の生物多様性などについて議論が行われた。

(生活環境に関する出来事)

2011 (平成 23) 年 4 月には、完全施行から 10 年を迎え、施行後に浮かび上がった課題や、様々な社会情勢の変化に対応するため、『[環境影響評価法の一部を改正する法律](#)』が公布された。また、同年 6 月に有害物質の漏えいによる地下水汚染の未然防止を盛り込んだ『[水質汚濁防止法の一部を改正する法律](#)』、2013 (平成 25) 年 6 月に石綿飛散防止対策の強化を盛り込んだ『[大気汚染防止法の一部を改正する法律](#)』が公布された。

これまで、『[環境基本法](#)』では放射性物質による環境汚染を防止するための措置については、原子力基本法等の法律に委ねるとしていたが、2012 (平成 24) 年 6 月、『[原子力規制委員会設置法](#)』の附則に盛り込まれる形でこの規定が削除され、放射性物質が環境基本法上の環境汚染物質として位置づけられた。

《計画策定以後の国内及び国外動向》

年月	国外・国内の動向
2011(H23).4	『環境影響評価法の一部を改正する法律』が公布【生活環境】 ・完全施行以後の社会状況の変化や運用上の課題などに対応した一部改正
2011(H23).6	『水質汚濁防止法の一部を改正する法律』が公布【生活環境】 ・有害物質の地下水汚染の未然防止を目的とした一部改正
2011(H23).7	『神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例』が公布【生活環境】 ・条例施行後 10 年余りが経過し、社会的状況の変化等を踏まえた改正。2012.10 に完全施行
2011(H23).9	「国連生物多様性の 10 年日本委員会」が設立【生物多様性】 ・第 1 回委員会を東京で開催。国内各地で生物多様性保全活動を行う団体・企業・期間などへの情報・交流の機会などを提供し、各活動の連携を促進
2011(H23).10	『生物多様性地域連携促進法』が施行【生物多様性】 ・地域における生物多様性の保全の必要性にかんがみ、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的としたもの
2011(H23).11-12	「第 17 回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP17)」が南アフリカ・ダーバンで開催【地球温暖化対策】 ・日本、ロシア、カナダが京都議定書第二約束期間への不参加を表明
2012(H24).4	『第 4 次環境基本計画』が閣議決定 ・環境基本法に基づき、政府の環境施策の大綱を定めた計画。政府が一体となって進める施策とともに、国民及び地方公共団体をはじめ、多様な主体に期待する役割についても明示
2012(H24).6	『原子力規制委員会設置法』が成立、『環境基本法』が改正【生活環境】 ・環境基本法では、放射性物質による環境汚染を防止するための措置は、原子力基本法等の法律に委ねられていたが、原子力規制委員会設置法の附則に盛り込まれる形で、この規定が削除
2012(H24).9	「リオ+20(国連持続可能な開発会議)」がブラジル・リオデジャネイロで開催 ・日本パビリオンにて、「環境未来都市横浜」の取組をPR
2012(H24).9	『革新的エネルギー・環境戦略』を策定【地球温暖化対策】 ・原発事故を受け、「2030 年代の原発稼働ゼロ」を目指したもの。その後、戦略については閣議決定されず 『生物多様性国家戦略 2012-2020』が閣議決定【生物多様性】 ・愛知目標の達成に向けたロードマップ、2020 年までに取り組むべき施策の方向性、5か年の行動計画を提示
2012(H24).10	「生物多様性条約第 11 回締約国会議(COP11)」がインド・ハイデラバードで開催【生物多様性】 ・名古屋議定書の作業計画、資源動員戦略、海洋と沿岸の生物多様性などを議論
2012(H24).11	『地球温暖化対策基本法案』が廃案【地球温暖化対策】 ・鳩山首相(当時)の国連演説に基づき、「温室効果ガスの排出を 2020 年までに 1990 年比で 25%削減」などを盛り込んだ法案。衆議院解散により廃案
2012(H24).11-12	「第 18 回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP18)」がカタール・ドーハで開催【地球温暖化対策】 ・2013~2020 年を京都議定書の第二約束期間として延長。日本、ロシアは不参加
2013(H25).5	『地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律』が公布【地球温暖化対策】 ・2012 年度末をもって京都議定書第一約束期間が終了することに伴い対応
2013(H25).9	「国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」第 36 回総会等がスウェーデン・ストックホルムで開催【地球温暖化対策】 ・第 5 次評価報告書を発表。気候システムの温暖化については疑う余地がないとし、地球温暖化の原因は、人為起源の温室効果ガスである可能性が「極めて高い」と結論
2013(H25).10	『電力事業法の一部を改正する法律案』が閣議決定【地球温暖化対策】 ・東日本大震災の影響による昨今の電力需給ひっ迫状況を踏まえ、電力システム改革の 3 本柱の 1 つである「広域系統運用の拡大」などの実現を目指すもの→2013.11 に第 185 回臨時国会で成立
2013(H25).11	「第 19 回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP19)」がポーランド・ワルシャワで開催【地球温暖化対策】 ・2020 年の温室効果ガス排出削減とすべての国が参加した 2020 年以降の新たな国際的枠組みについて議論

資料3 本市のこれまでの主な取組

(環境未来都市の選定)

横浜市は、2011（平成23）年12月に国から環境問題や超高齢化への対応など様々な社会的課題を解決する成功事例の創出・普及展開を目指す「[環境未来都市](#)」に選定された。これに基づき、2012（平成24）年5月に策定した『環境未来都市計画』では、「地域エネルギーマネジメントシステムの構築」や「上下水道技術の海外展開支援による、海外の水問題の解決への貢献」などを環境分野の主な取組に掲げている。

(横浜水ビジネス協議会に関する取組)

2011（平成23）年11月に「[横浜水ビジネス協議会](#)」を設立し、会員企業と海外関係者とのビジネスマッチングや会員企業と横浜市による海外合同調査の実施、海外自治体と横浜市との関係構築を図るなど、公民連携による海外水ビジネス展開を推進している。また、2012（平成24）年4月に国土交通省より「[水・環境ソリューションハブ](#)」に登録された。さらに同年7月に下水処理に関する技術研究について、シンガポール公益事業庁、会員企業、横浜市とで覚書を締結した。

(地球温暖化対策に関する取組)

2010（平成22）年に経済産業省に「次世代エネルギー・社会システム実証地域」に選定された「横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）」の取組では、地域エネルギーマネジメントシステムの構築を進めている。また、YSCPフォーラムの開催や国際会議「[Smart City Week](#)」との連携など、市内企業のビジネスマッチングの機会を創出するとともに、2012（平成24）年10月には、アジア新興国の首長や国際機関を招き、再生可能エネルギーやスマートシティの技術や知見について意見交換を行い、横浜が有する先進的取組やベストプラクティスを共有することを目的とした「[アジア・スマートシティ会議](#)」を開催、2013（平成25）年3月には、[スペインバルセロナ市とスマートシティ協力に関する覚書を締結](#)するなど、スマートシティに係る市内経済の活性化と海外展開が進んでいる。

こうした取組は、海外で高い評価を得つつあり、2011（平成23）年11月にスペイン・バルセロナで開催された「スマートシティエキスポ国際会議2011」において、「[ワールドスマートシティ・アワード](#)」（都市部門）を、2013（平成25）年6月にドイツ・ベルリンで開催された国際会議「ベルリンハイレベル対話」において、「[グローバルグリーンシティ・アワード](#)」を受賞している。

(生物多様性に関する取組)

2011（平成23）年10月に名古屋で「[生物多様性自治体ネットワーク設立総会](#)」が開催され、同ネットワークが設立された。横浜市は初年度の副代表に選出され、「国連生物多様性の10年日本委員会」に構成団体として参画し、地域での生物多様性の保全に取り組んでいる。2012（平成24）年7月に横浜の円海山周辺を中心とした樹林地や公園、河川において、「生き物の多様性を大切に」「自然を楽しむ」を柱に様々なつながりのある取組を進めるための「[横浜つながりの森](#)」構想を策定した。同年10月から11月にかけては、生物多様性の普及啓発キャンペーンである「[ヨコハマbフェスティバル2012](#)」を開催し、期間中、「[生物多様性自治体ネットワーク定期総会](#)」や、「[生物多様性全国ミーティング](#)」、「[ヨコハマ環境行動フェスタ2012](#)」など生物多様性に関する事業を集中開催した。さらに同年11月に生物多様性自治体ネットワークの第二期代表に横浜市が選出された。

(生活環境に関する取組)

2011（平成23）年4月に改正された環境影響評価法に伴い、同年12月及び2012（平成24）年12月に『[横浜市環境影響評価制度](#)』を一部改正した。また、2012（平成24）年2月に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正や土壤汚染対策法の改正等に伴い、『[横浜市生活環境の保全等に関する条例](#)』を一部改正した。

《計画策定以後の本市のこれまでの主な取組》

年月	横浜市役所の取組
2011(H23).4	「新たな『横浜市環境管理計画』、『ヨコハマプラン(生物多様性横浜行動計画)』を策定
2011(H23).10	生物多様性自治体ネットワークに参画(初年度の副代表に選出)【 生物多様性 】 ・自治体が相互に生物多様性の保全や持続可能な取組や成果について情報発信を行うとともに、「国連生物多様性の10年日本委員会」の構成員として他のセクターとの連携・協働を図る
2011(H23).11	「横浜水ビジネス協議会」を設立 ・市内の企業・団体と横浜市が連携し、新興国などにおける水環境に関する問題解決や、市内企業等のビジネスチャンスの拡大を通じて、市内経済の活性化を目指す(2013.8 現在、会員数 147)
2011(H23).12	スペインで開催された「スマートシティエキスポ国際会議 2011」において、横浜市が「ワールドスマートシティ・アワード」都市部門を受賞【 地球温暖化対策 】 ・横浜スマートシティプロジェクトなどの低炭素社会の実現に向けた取組が高く評価
	「環境未来都市」に選定 ・横浜市を含め、11 件が選定。スマートシティの市域全体での実現や、郊外部のコンパクトなまちづくり、文化芸術振興・MICE誘致などを提案
	『横浜市環境影響評価条例』を一部改正【 生活環境 】 ・2011.4.27 の環境影響評価法改正に伴うもの。2012.4.1 施行
2012(H24).2	『横浜市生活環境の保全等に関する条例』を一部改正【 生活環境 】 ・2011.7 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正、2010.4 土壌汚染対策法の改正等に伴う一部改正
2012(H24).4	「水・環境ソリューションハブ」に登録 ・横浜市を含め、6都市が登録(2013.8 現在、9団体)。国土交通省を含む関係機関と連携して日本の水・環境インフラの技術と政策を海外に積極的に提供
2012(H24).5	『環境未来都市計画』を策定
2012(H24).7	シンガポール公益事業庁、(株)明電舎、横浜市の3者で覚書締結 ・下水汚泥の処理過程で発生する分離液に含まれる高濃度の窒素を除去するためのエネルギー消費を抑えた処理法の技術研究について連携
	「横浜つながりの森」構想を策定【 生物多様性 】 ・円海山周辺をコア区域に、その周辺にある市民の森などの樹林地、公園、農地や河川などを関連区域として、各区域における人や生き物、区域のつながりなどを旨す
2012(H24).10-11	「アジア・スマートシティ会議」を開催【 地球温暖化対策 】 ・議論の内容は「アジア・スマートシティ会議宣言」として国内外に広く発信。横浜市長が同会議の代表
	「ヨコハマフェスティバル 2012」を開催【 生物多様性 】 ・「国連生物多様性の10年」(2011～2020年)に向けて、市民・NPO・企業・教育機関・行政が連携して、横浜にある「生き物のにぎわい」について考えるきっかけづくりとなる生物多様性の普及キャンペーンを実施
2012(H24).11	生物多様性自治体ネットワークの第二期代表に選出【 生物多様性 】
2012(H24).12	『横浜市環境影響評価条例』を一部改正【 生活環境 】 ・2011.4.27 の環境影響評価法改正に伴うもの。2013.7.1 全部施行
2013(H25).3	スペイン国バルセロナ市と覚書締結【 地球温暖化対策 】 ・エネルギーマネジメントやシティプロモーションについての情報交換など、スマートシティに関する協力関係を構築
2013(H25).6	ドイツで開催された「ベルリンハイレベル対話」において、横浜市が「グローバルグリーンシティ・アワード」を受賞【 地球温暖化対策 】 ・横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)などの低炭素社会の実現に向けた取組や、G30 での成果やYSCPでのなど熱心な市民参加、YES(ヨコハマ・エコ・スクール)や子ども「エコ活。」大作戦!などの市民啓発の取組が高く評価

